

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行令案 新旧対照表

環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（総務課の所掌事務）</p> <p>第三十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 自動車排出ガス、特定特殊自動車排出ガス及び自動車騒音の許容限度並びに自動車の燃料に関する許容限度の設定に關すること。</p> <p>七 十（略）</p> <p>（自動車環境対策課の所掌事務）</p> <p>第三十三条 自動車環境対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 自動車の交通その他の交通に起因して生ずる大気の汚染、騒音及び振動並びに特定特殊自動車排出ガスによる大気の汚染の防止のための規制に關すること（総務課の所掌に屬するものを除く。）。</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、自動車の交通その他の交通に起因して生ずる大気の汚染、騒音及び振動並びに特定特殊自動車排出ガスによる大気の汚染の防止に關すること。</p>	<p>（総務課の所掌事務）</p> <p>第三十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 自動車排出ガス及び自動車騒音の許容限度並びに自動車の燃料に關する許容限度の設定に關すること。</p> <p>七 十（略）</p> <p>（自動車環境対策課の所掌事務）</p> <p>第三十三条 自動車環境対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 自動車の交通その他の交通に起因して生ずる大気の汚染、騒音及び振動の防止のための規制に關すること（総務課の所掌に屬するものを除く。）。</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、自動車の交通その他の交通に起因して生ずる大気の汚染、騒音及び振動の防止に關すること。</p>

